

# 仕様書

## 1 業務名

避難確保計画作成対象施設抽出業務

## 2 業務目的

水防法及び土砂災害防止法に基づき、洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置する要配慮者利用施設（札幌市地域防災計画に名称及び所在地を定められた施設）の所有者又は管理者（以下、「施設管理者等」という）には、洪水時や土砂災害が発生するおそれがある場合における利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画（以下、「避難確保計画」という）の作成及び避難確保計画に基づく訓練の実施と市長への報告が義務付けられているところである。

本業務は、最新の要配慮者利用施設情報及び洪水浸水想定区域・土砂災害警戒区域をもとに、避難確保計画の作成対象施設を抽出し、札幌市地域防災計画の要配慮者利用施設一覧を更新することを目的とする。

## 3 業務内容

### (1) 避難確保計画作成対象施設の抽出

委託者から提供する以下のデータを参考に、避難確保計画の作成対象施設を抽出する。避難確保計画の作成対象となる施設は、想定浸水深が 0.5m 以上の洪水浸水想定区域または土砂災害警戒区域（土砂災害特別警戒区域を含む）と要配慮者利用施設の所在地にある建物データ（普通建物及び堅ろう建物）が重複している施設である。なお、現状では、避難確保計画における対象災害ではないものの、0.5m 以上の雨水出水浸水想定区域に位置する施設についても同様に抽出を行う。

提供データ

- ・ 現行の避難確保計画作成対象施設一覧表（施設名称・所在地（住所）・施設分類・所管課等が記載された Excel データ、2,432 施設（廃止施設含））
- ・ 最新の要配慮者利用施設一覧表（施設名称・所在地（住所）・施設分類・所管課等が記載された Excel データ、令和 5 年 5 月 1 日時点、約 7,000 施設）
- ・ 建物データ（シェープファイル、ただし、属性として施設名称や所在地情報を有していないものである）
- ・ 洪水浸水想定区域データ（シェープファイル）
- ・ 家屋倒壊等氾濫想定区域データ（シェープファイル）
- ・ 雨水出水浸水想定区域データ（シェープファイル）
- ・ 土砂災害警戒区域データ（シェープファイル）

### (2) 避難確保計画作成対象施設一覧表の作成

避難確保計画作成対象施設の一覧表（別添 1 参照）を作成する。

### (3) 新旧比較表の作成

現行の避難確保計画作成対象施設一覧表と作成した避難確保計画作成対象施設一覧表を比較のうえ、新規施設や施設名称・所在地等の変更施設、廃止施設が分かる新旧の比較表を作成する。

#### 4 成果品

- (1) 避難確保計画作成対象施設一覧表 (Excel ファイル)
- (2) 新旧比較表 (Excel ファイル)
- (3) 本業務において使用・作成・編集した GIS データー式 (シェープファイル等)

#### 5 納品

成果品の納品については、委託者と事前に協議のうえ、承諾を得てから提出すること。納品物は CD または DVD によるものとし、その他の記憶媒体による場合は、事前に協議すること。

#### 6 業務期間

契約締結の日から令和 5 年 12 月 22 日 (金) まで

#### 7 打合せ

本業務の打合せは、業務着手時・中間時・納品時の計 3 回を想定しているが、必要に応じて適宜実施する。打合せの記録は受託者が行い、2 営業日以内に委託者に報告すること。

#### 8 業務の履行確認

業務の完了後において、受託者の責に伴う業務の瑕疵が発見された場合、受託者は直ちに成果品の修正を行わなければならない。

#### 9 その他

- (1) 本業務の履行にあたっては、本市の取組を十分に理解すること。また、本仕様書のほか、下記の関係法令等を遵守すること。
  - ・水防法
  - ・土砂災害防止法
  - ・札幌市地域防災計画 (札幌市水防計画を含む)
- (2) 本業務の履行にあたっては、札幌市環境マネジメントシステムに順じ、下記の環境負荷の低減に努めること。
  - ア 電気、水道、油、ガス等の使用にあたっては、極力節約に努めること。
  - イ ゴミ減量及びリサイクルに努めること。
  - ウ 両面コピーの徹底やミスコピーを減らすことで、紙の使用量を減らすように努めること。
  - エ 自動車等を使用する場合には、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心がけること。
  - オ 業務に係る用品などは、札幌市グリーン購入ガイドラインに従い、極力ガイドライン指定品を使用するよう努めること。
- (3) 秘密保持義務に関する事項
  - 受託者は業務を遂行するにあたって、個人情報の保護に関する法律に基づき、個人情報を適正に取り扱うこと。また、本業務で知りえた情報について、個人情報であるか否かを問わず本契約の契約期間及び契約後においても第三者に漏らしてはならない。また、秘密保持義務について従業員及びその他関係者への徹底を行うこと。本件業務の契約期間中は以下を遵守すること。

- ア 本市の情報を目的外に使用しないこと。
  - イ 本市の情報を複写及び複製する場合には委託者の許可を事前に得ること。
  - ウ 本市の情報を外部記憶媒体等で持ち出す場合、紛失および盗難を避けるため厳重に保管すること。また、データは必ず暗号化をすること。
  - エ 本市の情報を取り扱う際は、のぞき見等の対策を行い、関係者以外に情報が知られないようにすること。
- (4) 成果品に関する権利は全て委託者に帰属するものとする。
- (5) 本仕様書に定めのない事項や業務内容への疑義が生じた場合は、その都度、委託者と協議のうえ決定すること。なお、打合せ回数の変更に伴う委託料の変更は行わない。

